

発行所

曹洞宗宮城県宗務所

仙台市泉区市名坂字橋町169-4

T E L 022(218)3801

F A X 022(218)3803

e-mail:sotou-miyagi@road.ocn.ne.jp

発行者 所長 三田村 道雄

宮城県宗務所報



(光谷山 洞福寺)

踏襲型的な予算にはなりました。が、関連する各委員会との情報を共有しながら、費用対効果を踏まえ、各種行事等教化活動の向上を図つまいります。また、宗務所設備等の官纏管理関係につきまして、建設当初の機材といふことで、機材の老朽化、更には機材の生産中止（二〇二〇年）ということもあります。在庫のみという供給が不安定な状況になります。今後は、所会議員老師（教区長老師）のご意見等を参考しながら、メンテナンスを考慮しつつ、空調設備の設置及び管理に努めてまいりたいと思つてあります。任期満了に伴う教区長選挙により、五月十一日、新教区長老師によ

まして、平成三十一年度の事業計画（案）・歳入歳出予算（案）、梅花講事業計画（案）・歳入歳出予算（案）を提出、慎重審議の上、提出案件、承認可決いただきました。三月の定例（予算）所会におきまして、平成三十一年度の事業計画（案）・歳入歳出予算（案）、監事選出、後継者対策委員会・災害対策委員会委員の承認等の議案を提出され、審議していただきました。



ご挨拶

曹洞宗宮城県宗務所長

三田村道雄

就任されました。

五月十五日、令和元年度定例（決算）所会を招集させていただきました。全員の所會議員（教区長）老師にご出席賜り、曹洞宗宮城県宗務所所會議長・副議長・特別委員長（予算委員長・決算委員長）、特別委員会副委員長（予算副委員長・決算副委員長）選出、平成三十一年度宗務所及び梅花講事業報告・歳入歳出決算報告、宗務所責任役員並びに干与者、監事選出、後継者対策委員会・災害対策委員会委員の承認等の議案を審議していただきました。

令和元年度が始まり、様々な行事等が展開されてまいりますが、今後も、ご寺院様並びにご寺族様をはじめ、多くの方々と意見を交えながら、職員一丸となって、よろしくお願い申し上げます。

合掌

平成三十年度第二回現職研修会

平成三十一年二月十二日～十三日 於 ホテルニュー水戸屋

人権学習

ハラスメントについて



第十一教区
東周院副住職
笠松秀俊

宮城県人権擁護委員連合会
副会長 神 春美氏

現在「ハラスメント」という言葉はメディア等で取り上げられる機会が多くよく耳にするところであります。実際に何がハラスメントに当たるのか、どのような種類があるのか、具体例を用いてご講義頂きました。

まず初めに人権擁護委員の活動についてお話をされました。仙台でも相談機関は約五〇カ所の相談窓口があるそうです。法務省の委員は相談を受けた場所に実際に足を運び相談の対応を行うことが出来たということがありました。

そこで「あなたが相談委員だったら、あなたの対応スタイルは？」という例題を挙げられました。あ

る会社にて上司から部下へ業務に対する注意事項があり、パワーハラスメントか否かと言う例題が五問出題されました。会場の受講者の反応もまちまちがありました。結果例題の五問全てパワーハラスメントではないとのことでした。しかし普ライベートな事に話が及ぶとパワーハラスメントになるということでありました。

ハラスメントとは嫌がらせやいじめ、困らせるといったことを指し、その種類を幾つか挙れました。よく耳にするものから初めて聞くものまで様々なハラスメントの種類があるのだと認識致しました。その中で職場パワーハラスメントの定義について触れられ、更に具体的に報道された僧侶によるハラスメントや社会で取り上げられたハラスメントの歴史など広い観点で講義頂きました。

古く日本では社会のあるいは民衆の相談役として僧侶がその働きを担っておりました。世界に目を向けても同様に神父さんや宗教家であつたそうです。その役割は現代においても病院や福祉施設等の

機関、仮設住宅や山内での傾聴活動、お寺でのご相談など業種や年代、性別に関わらず不特定多数の方々とお話しする機会が多い私たちには、こう言った社会の問題に対してきちんとした知識を持つて接していかなければならぬと思いました。できちんとした知識を持つて接していかなければならぬと思いました。

「仏祖正伝菩薩戒」



第一教区
昌林寺副住職
松山宏成

総合研究センターを学ぶ

本年度より現職研修のテーマが『仏祖正伝菩薩戒』を学ぶとなり、今回の講義が第一回目であつた。そのため講義の内容は「釈尊が、今度の戒律とはどのようなものであったのか」から始まつたこと、とりわけ「律」についての説明が多くあつたためか、自身の不勉強から難しい内容に感じた。かみ砕いて頂いた講義内容であつたが、自身の印象に残つたのは現在の時代や世相の違いというものをひきこむところである。

その中に仏の教えの実践があり、自身を振り返つて檀信徒の方が納得し腑に落ちるようなご説明を何度も何度も執り行つていられるようにならないと、と反省をさせられた。

『禅語を読む』 発刊に当たって

第一教区
玄光庵副住職伊串光仙
木村尚徳師

ない禅語」の精神も非常に勉強になりました。

その為に意識すべきことは、お話をの中に自分自身の経験を落とし込む作業でした。自分が実際に感じたモノをよく噛み砕いて納得しきることが出来ます。

我々宗侶の活動の一つに布教活動が挙げられます。布教の形には大勢の人々を前にしての法話であつたり、文章であつたり、一対一の対話であつたりと様々です。そこで大切なのは仏教や各宗派の掲げる教義を、どれだけ正確に分かりやすく伝えられるかです。

今回、木村尚徳老師の『禅語を読む』発刊に当たつての講義を拝聴致しました。『禅語を読む』は、大本山總持寺の機関誌『跳龍』にて計百六回、十年に亘る連載が一冊に纏められた書であります。各禅語の解説には秋田文範老師による墨書きが添えられ、禅語の持つ魅力や奥深さを一層引き出していると感じられました。

木村老師が執筆作業の中で最も大切にされたことは、禅語を「分かりやすく伝える」ことでした。禅語そのものに捉われず自身の言葉にして解説をする「禅語を使わ

【体裁】A5 判227ページ
【頒布価格】1,300円(税込み)

お問い合わせは
大本山總持寺出版室まで
TEL 045-573-7782
FAX 045-575-9707

たが、どのような場面で用いたのか。その背景を經典からしつかり読み取り理解する必要があります。その禅語が伝わっていく際に、時代や扱う人によって解釈や受け取られ方が変化し得る事態も頭に入れてしまつた。『禅語を読む』は、大本山總持寺の機関誌『跳龍』に

人権とは、与えられるものではなく、人間であることにより当然に有するものであり（固有性）、侵すことの出来ない権利（不可侵性）、人種、性、身分などの区別に関係なく人間であることに基づいて、当然に享有できる権利である（普遍性）とされている（芦部信喜「憲法」第四版）

人権思想の登場は英國のマグナ・カルタ（一一一五年）に遡ると言っている。その後、世界各国で基本的人権を保障する憲法の制定が行われた。

第二次世界大戦後一九四八年十二月の国連総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択された。その後も、国連を中心に重要な個別の条約が締結され、世界の趨勢は「基本的人権」の包括的な国際的保障を行おうとする方向に向かっている。

我が国における人権保障の思潮は、明治維新以降、明治憲法が制定（明治二十二年・一八八九年）されるまでの間に、多くの改革が

宮城県人権擁護委員連合会
副会長 神 春 美 氏

人権コーカー 「ハラスメントについて」

人権とは、自己自身が得た知識と経験した工ピソードを照らし合わせ自分の中に落とし込み、更にそれを咀嚼し誰でも理解しやすくする。布教活動に際して「分かりやすく伝えれる」ことの大切さを学びました。宗侶として、一布教者として、この心得を胸に実践を重ねていきました。

人権思想の登場は英國のマグナ・カルタ（一一一五年）に遡ると言っている。その後、世界各国で基本的人権を保障する憲法の制定が行われた。

第二次世界大戦後一九四八年十二月の国連総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択された。その後も、国連を中心に重要な個別の条約が締結され、世界の趨勢は「基本的人権」の包括的な国際的保障を行おうとする方向に向かっている。

我が国における人権保障の思潮は、明治維新以降、明治憲法が制定（明治二十二年・一八八九年）されるまでの間に、多くの改革が

行われた。「身分・性による差別の禁止」「人身の自由、宗教の自由」「信書の秘密保障」「残虐性の廃止」などである。これら一連の改革は、充分とは言えないまでも、その後の人権意識を高めて来たのである。

日本国憲法は、世界人権宣言の採択より一年早く、昭和二十二年（一九四七年）に施行された。「社会の一員」としての権利・自由を保障したのである。

残念ながら、最近では権利意識の普及高揚に伴い、自己の権利ばかりを主張して、他人の権利に配慮しないような風潮が目立つようになつてゐる。

学校での「いじめ・体罰」、施設内での「虐待」、報道による「名譽・プライバシーの侵害」、女性・障がいのある人への「蔑視や差別」、後を絶たない「ハラスメント」被害などである。

自己を含め他者の人権を守るために、人権啓発活動により、多くの人に人権意識を高めて頂くのが、喫緊の課題であると思う所以である。



▲教化指導員の活動について▲

♪「ビーブレイブ」♪

第十八教区教化指導員

松岩寺 副住職 佐藤泰澄

昨年度より教化指導員の一員として活動させていただいております。

教化指導員の活動は、宗務所主催の徒弟研修でのお手伝いや、主に各教区様で行われる坐禅会や行事、また小学校や保育園などの場所をお借りして「ビーブレイブ」という団体名のもと、「いじめをなくそう」というテーマで演劇活動をしております。そして私もその一員としてその演劇活動に参加させていただきことになったのですが、とはいえば自身、



演劇の経験など小学生の時の学芸会ぐらいのものでほとんどしたことはございませんでした。初めて参加した演劇の稽古では、先輩方の熱のこもった本格的な演劇を見させていただき、果たして自分にもこれだけの演技が出来るのかと不安になりました。しかしながら先輩方に「初めはみんな不安に思うかもしれないが徐々に慣れるから大丈夫だよ」と言つていただき、また丁寧に指導していただきました。そして実際に演劇公演に参加させていただきました。自分は稽古不足の為工キストラとしての参加にはな

教化指導員名簿

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

教区	寺院名	氏名	布教師資格
1	保壽寺	伊藤智裕	令命2等
1	昌林寺	松山宏成	令命2等
2	林松院	三宅俊紀	
3	玉川寺	上村宗宗	
4	高林寺	牧野信裕	令命2等
4	吉祥寺	田原介	
5	徳成寺	大川隆宣	
5	自得寺	丹羽法宣	令命2等
6	徳蔵寺	曳頭	令命2等
7	法幢寺	高橋章	令命2等
8	洞雲寺	内藤松成	令命1等
9	広禪寺	三田淳憲	令命2等
10	真證寺	二階堂哲	令命2等
11	潤洞院	花智	令命2等
12	長泉寺	宅大亮	令命2等
13	照源寺	吉澤法智	令命2等
14	林昌院	酒井大顕	令命2等
15	清水寺	片山悦洋	令命2等
16	地福寺	三菅宏	令命2等
16	清涼院	山浦賢顯	
17	吉祥寺	原藤慶宗	
18	松岩寺	佐藤澄慶	令命2等
19	常因寺	岩渕義洋	
20	洞雲寺	藤原俊廣	
21	満興寺	時泰	

りましたが、実際に子供達の演劇を見て返つてくる反応をみて、この演劇活動の持つ力を実感しました。こちら側の演者が役になりきり本気でメツセージを伝えようと演じる。それを子供達もちゃんと受け取ってくれていると、子供達のその純粹な反応をみて感じました。物語も修行道場を舞台にいじめをしてしまう修行僧たちとそれを正しい方向へ導いてくれる老師との掛け合いのなか進んでいくというお坊さんらしさのある内容です。飽きさせないように笑いのある場面もあるなど工夫もあります。演劇という方法での「布教」であると実感しました。布教はその相手の人生に良い影響を与えることが大切なのではないかと思つております。ビーブレイブの演劇を見て、いじめをしない、させないという、その後の人生に影響を与えることが出来るような活動をしていきたいと思つております。また、今年度は新たに脚本が完成し、夏頃から実際に公演出来るように現在稽古に励んでいます。今年度も教化指導員の方々と協力し合い、また、ご指導いただきながら、教化指導員の活動に精進してまいります。

布教師協議会コーカー

教化センター布教師

石巻市耕徳寺住職 長谷川俊昭

布教師特設検定会のお知らせ

令和元年度東北管区布教師特設
検定会が左記の通り実施されます。

一、期日

令和元年十一月八日(金)

二、受験等級

令命一等、令命二等

三、会場

仙台サンプラザ

四、受験料

「宗報」四月号掲載

五、申請書類

布教師検定申請書

六、締め切り

令和元年十月八日(火)

七、検定手数料

正午

八、服装

改良衣に絡子着用

九、検定科目

布教実演及び筆記試験

十、詳細

「曹洞宗報」三
月号を参照下さい。

十一、日程

(宗務所主催)
※八月二十二日、検定講習会開催

今、私たちが考へておる以上に
急速に進んでおる少子高齢化・地域の過疎化。日々の御供養や檀信

徒の方々とのお付き合いの中で我が身に引き寄せ、多くの皆様が危機感を持たれないと拝察いたします。

社会構造の変容にともない核家族、単身世帯の増加、価値観の多様化が生まれていることは言うまでもありません。また儀礼の簡略を望む声や直葬、墓じまい:「寺離れ」が叫ばれる昨今。一仏両祖のみ教えをいかに解り易く、時代に即した説き方で敷衍していくか?そのためにも研鑽を深めていかなければなりません。

檀信徒の皆さん、地域の皆さん、「こころの安らぎ」を仏法に求める声に、社会の声に耳を澄まし多くの方々の「抛りどころ」となるよう布教伝道をあらためて、推し進めていく信念を持ち実践参究し続けることが宗侶としての使命であると考えます。

「一発菩提心を百千万発するなり」宮城県開催の貴重な機縁に恵まれた、布教師検定会に是非、ご参加下さいますよう宜しくお願ひ申し上げます。

合掌

アスパラガスの レモンおろし

第十四教区

宗惠寺副住職 長尾靖樹

「精進料理」

- 1 切ったアスパラガスを油で素揚げする。
- 2 油をきつて氷水で冷やす。



【作り方】

1 アスパラガスを乱切りにする。



- 2 アスパラガスを乱切りにする。
- 3 大根をおろし、薄口醤油・酢・レモンを入れ味を整える。
- 4 その中に水気をきつたアスパラガスを入れてあえる。



※夏にぴったりな一品です。
ポン酢もおすすめです。

おすすめの本

第十三教区

梅渓寺 住職 本田 賢也

「無形の力」

野村克也 著

発行／日本経済新聞社



第十四教区

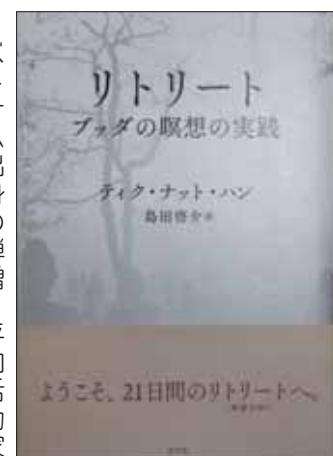
長承寺 住職 田村 啓峻

「リトリート」

ブッダの瞑想の実践

ティク・ナット・ハン 著

島田啓介 翻訳



第十三教区

洞福寺沿革 光谷山 洞福寺住職 石田信孝



宮城県宗務所報 第100号

この原稿を書いている段階（五月月中旬）で、プロ野球東北楽天が上位で奮闘しています。則本昂大、岸孝之両エースがで離脱しているにもかかわらずです。その原動力の一端に、かつて楽天監督として作戦や準備の重要性を強調した野村克也氏の教えがあるような気がします。

野村氏は一九五四年、当時の南海に入団。当初は捕手なのに肩が弱い上、カーブが全く打てませんでした。一年で解雇されそうになつた野村氏は、当時はタブー視されていた筋トレに励み、変化球を打つために相手投手の癖を見破ります。野村氏のそんな歩みを記す本書は、物事を注意深く観察し、そして深く考えることが新境地へ進む鍵となることを教えてくれると思います。

この原稿を書いている段階（五月月中旬）で、プロ野球東北楽天が上位で奮闘しています。則本昂大、岸孝之両エースがで離脱しているにもかかわらずです。その原動力の一端に、かつて楽天監督として作戦や準備の重要性を強調した野村克也氏の教えがあるような気がします。

野村氏は一九五四年、当時の南海に入団。当初は捕手なのに肩が弱い上、カーブが全く打てませんでした。一年で解雇されそうになつた野村氏は、当時はタブー視されていた筋トレに励み、変化球を打つために相手投手の癖を見破ります。野村氏のそんな歩みを記す本書は、物事を注意深く観察し、そして深く考えることが新境地へ進む鍵となることを教えてくれると思います。

文政年間山林火災で堂宇煤塵に帰し再興するも、嘉永元年地域火災で二度焼失し現在地（震災前地）に移転するも文献等の一切を失い、創建等の詳細は不明であるが、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には『當寺ハ嘯山文虎大和尚文龜元年（一五〇一）開山ニ付當安永三年迄武百七拾四年ニ罷成候事』と記されている。

洞福寺は山号を光谷山と号し十八成浜陽山寺の末寺で釈迦牟尼仏を「本尊」とする。

寺伝によれば創建は古く、地域は天台真言の殷賾を極めていたが禪門の布教振るわず、本寺陽山寺二世嘯山文虎大和尚が深く憂慮し、曹洞宗の信仰を説くこと多年、渥美氏が開基となり光澤付近に堂塔伽藍を建立し、開山されたとされている。

文政年間山林火災で堂宇煤塵に帰し再興するも、嘉永元年地域火災で二度焼失し現在地（震災前地）に移転するも文献等の一切を失い、創建等の詳細は不明であるが、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には『當寺ハ嘯山文虎大和尚文龜元年（一五〇一）開山ニ付當安永三年迄武百七拾四年ニ罷成候事』と記されている。

洞福寺は山号を光谷山と号し十八成浜陽山寺の末寺で釈迦牟尼仏を「本尊」とする。

寺伝によれば創建は古く、地域は天台真言の殷賾を極めていたが禪門の布教振るわず、本寺陽山寺二世嘯山文虎大和尚が深く憂慮し、曹洞宗の信仰を説くこと多年、渥美氏が開基となり光澤付近に堂塔伽藍を建立し、開山されたとされている。

文政年間山林火災で堂宇煤塵に帰し再興するも、嘉永元年地域火災で二度焼失し現在地（震災前地）に移転するも文献等の一切を失い、創建等の詳細は不明であるが、安永三年（一七七四）の「風土記御用書出」には『當寺ハ嘯山文虎大和尚文龜元年（一五〇一）開山ニ付當安永三年迄武百七拾四年ニ罷成候事』と記されている。

表紙写真説明

新命住職

第四教区		102番
吉祥寺	田村 頤裕	師 31・3・5
第七教区		185番
當寿院	秋山 正明	師 31・3・5
第二十一教区	61番	
東泉寺	眞山 隆宏	師 31・3・5
第一教区		
鳳仙寺東堂	坂野 文則	師 31・4・5
保壽寺副住職	中澤 廣外	師 59・5・20
第一教区	圓福寺住職	31・4・5 51歳
第十九教区	4番	159番
第一教区	鷹硯寺同籍	30・3・5 89歳
第一教区	養性寺住職	31・2・3 73歳
第一教区	吉祥寺住職	31・1・2 58歳
第七教区	珠光寺住職	31・1・2 86歳
第十七教区	龍雲寺徒弟	31・1・5 71歳
第四教区	佐々木道爾	31・1・5 71歳
第七教区	田村 平地	102番
第九教区	池田 賢讓	99番
第四教区	茂樹師	31・2・3 16歳
第一教区	吉澤	4番
第一教区	高橋	99番
第一教区	大河内	31・4・5 51歳
第一教区	青木	31・4・5 51歳
第一教区	大庭	31・4・5 51歳
第一教区	冷川	31・4・5 51歳
第一教区	照昌	31・4・5 51歳
第一教区	天星	31・4・5 51歳
第一教区	東源	31・4・5 51歳
第一教区	瑞寺	31・4・5 51歳
第一教区	大樹	31・4・5 51歳
第一教区	雲泉	31・4・5 51歳
第一教区	自寺	31・4・5 51歳
第一教区	耕龍	31・4・5 51歳
第一教区	福定	31・4・5 51歳
第一教区	大林	31・4・5 51歳
第一教区	明川寺	31・4・5 51歳
第一教区	寺	31・4・5 51歳

遷化

(謹んで弔意を表します)

令和元年五月十日、任期満了に伴う教区長選挙が行われ、新しい教区長が選任されました。教区長は宗務所条例により、所会議員となります。

宗務所からのお知らせ

教区	寺院名	氏名
第1教区長	明川寺	渡邊泰信
第2教区長	大林寺	渡邊泰信
第3教区長	福定寺	渡邊泰信
第4教区長	大林寺	渡邊泰信
第5教区長	明川寺	渡邊泰信
第6教区長	大林寺	渡邊泰信
第7教区長	明川寺	渡邊泰信
第8教区長	大林寺	渡邊泰信
第9教区長	明川寺	渡邊泰信
第10教区長	大林寺	渡邊泰信
第11教区長	明川寺	渡邊泰信
第12教区長	大林寺	渡邊泰信
第13教区長	明川寺	渡邊泰信
第14教区長	大林寺	渡邊泰信
第15教区長	明川寺	渡邊泰信
第16教区長	大林寺	渡邊泰信
第17教区長	明川寺	渡邊泰信
第18教区長	大林寺	渡邊泰信
第19教区長	明川寺	渡邊泰信
第20教区長	大林寺	渡邊泰信
第21教区長	明川寺	渡邊泰信
第22教区長	大林寺	渡邊泰信
第23教区長	明川寺	渡邊泰信
第24教区長	大林寺	渡邊泰信
第25教区長	明川寺	渡邊泰信
第26教区長	大林寺	渡邊泰信
第27教区長	明川寺	渡邊泰信
第28教区長	大林寺	渡邊泰信
第29教区長	明川寺	渡邊泰信
第30教区長	大林寺	渡邊泰信
第31教区長	明川寺	渡邊泰信
第32教区長	大林寺	渡邊泰信
第33教区長	明川寺	渡邊泰信
第34教区長	大林寺	渡邊泰信
第35教区長	明川寺	渡邊泰信
第36教区長	大林寺	渡邊泰信
第37教区長	明川寺	渡邊泰信
第38教区長	大林寺	渡邊泰信
第39教区長	明川寺	渡邊泰信
第40教区長	大林寺	渡邊泰信
第41教区長	明川寺	渡邊泰信
第42教区長	大林寺	渡邊泰信
第43教区長	明川寺	渡邊泰信
第44教区長	大林寺	渡邊泰信
第45教区長	明川寺	渡邊泰信
第46教区長	大林寺	渡邊泰信
第47教区長	明川寺	渡邊泰信
第48教区長	大林寺	渡邊泰信
第49教区長	明川寺	渡邊泰信
第50教区長	大林寺	渡邊泰信
第51教区長	明川寺	渡邊泰信
第52教区長	大林寺	渡邊泰信
第53教区長	明川寺	渡邊泰信
第54教区長	大林寺	渡邊泰信
第55教区長	明川寺	渡邊泰信
第56教区長	大林寺	渡邊泰信
第57教区長	明川寺	渡邊泰信
第58教区長	大林寺	渡邊泰信
第59教区長	明川寺	渡邊泰信
第60教区長	大林寺	渡邊泰信
第61教区長	明川寺	渡邊泰信
第62教区長	大林寺	渡邊泰信
第63教区長	明川寺	渡邊泰信
第64教区長	大林寺	渡邊泰信
第65教区長	明川寺	渡邊泰信
第66教区長	大林寺	渡邊泰信
第67教区長	明川寺	渡邊泰信
第68教区長	大林寺	渡邊泰信
第69教区長	明川寺	渡邊泰信
第70教区長	大林寺	渡邊泰信
第71教区長	明川寺	渡邊泰信
第72教区長	大林寺	渡邊泰信
第73教区長	明川寺	渡邊泰信
第74教区長	大林寺	渡邊泰信
第75教区長	明川寺	渡邊泰信
第76教区長	大林寺	渡邊泰信
第77教区長	明川寺	渡邊泰信
第78教区長	大林寺	渡邊泰信
第79教区長	明川寺	渡邊泰信
第80教区長	大林寺	渡邊泰信
第81教区長	明川寺	渡邊泰信
第82教区長	大林寺	渡邊泰信
第83教区長	明川寺	渡邊泰信
第84教区長	大林寺	渡邊泰信
第85教区長	明川寺	渡邊泰信
第86教区長	大林寺	渡邊泰信
第87教区長	明川寺	渡邊泰信
第88教区長	大林寺	渡邊泰信
第89教区長	明川寺	渡邊泰信
第90教区長	大林寺	渡邊泰信
第91教区長	明川寺	渡邊泰信
第92教区長	大林寺	渡邊泰信
第93教区長	明川寺	渡邊泰信
第94教区長	大林寺	渡邊泰信
第95教区長	明川寺	渡邊泰信
第96教区長	大林寺	渡邊泰信
第97教区長	明川寺	渡邊泰信
第98教区長	大林寺	渡邊泰信
第99教区長	明川寺	渡邊泰信
第100教区長	大林寺	渡邊泰信

所報第一号の発刊は定かではないが、今般第百号を迎えたことは何か縁を感じる。宗務所布教委員会の提案や編集委員会議でのご意見を頂戴し、駒澤大学名誉教授佐々木宏幹先生にご寄稿賜った、これから宗門の提言と受け止め、宗務所護持会や婦人会等の研修も未来を見据えた考えを反映していきたい。またこれまでの組織の在り方で進んで良いのか、縦割りではなく教化・梅花等の運動も有意義な方策として検討していきたい。時代の流れがどんどん早くなっていく今、早急に布教の対応や寺院の運営についても深く考えなければならぬないと感じている。五月十一日に新たに教区長が選任され所会議員となられる各老師よりご意見を頂きながらスムーズな宗務行政と県内の布教教化の充実を図っていきたい。

(丁記)

宗務所長名の檀信徒用感謝状、弔辞を準備しております。
お問い合わせください。

編集後記



所報 第百号記念 特別寄稿

駒澤大学名誉教授 佐々木 宏幹

教化活動の多様性と相互協力について

ずいぶん以前のことであるが、ある県で宗務所主催の檀信徒護持会の研修会があった。その時私は、「祖先崇拜について」という題で話すようにと依頼され、一時間半ほどお話をした。その場には、宗務所長と副所長も臨席して、私の話を聞いて下さった。

私の話が終わつたのち、宗務所長が、日本人にとって祖先崇拜がいかに重要な當みであるかについて、私の話を敷衍して下さつた。その時、副所長が挙手して発言を求めた。

「祖先崇拜が重要であることは良く分かるが、現に社会は変化しており、この時にこそ宗門の建前である坐禅を教化の中心に据えるべきではないか」と述べたのである。

所長は「宗門にとって坐禅が重要なことは言うまでもないが、それは現に宗侶にとってのことであり、檀信徒に行わせるのには尚、相当の時間がかかる。これから仕事だ。」と説いた。副所長は讓らなかつた。「そういう事を言つ

てはいるから、いつまでも葬式仏教と批判されるのだ。檀信徒の皆さん如何ですか?」と述べた。檀信徒たちはざわついたが、見解を口にする人は居なかつた。何しろ、宗務所のナンバーワンとナンバーツーの見解が真正面で対立したからである。

困りきつた司会者は「先生はどういう意見ですか」と私に振づけた。私は咄嗟に「どちらの見解も正しいと思います。」と述べた。途端にそれまで押し黙つていた檀信徒たちが一斉に笑い出し、拍手をする人もいた。「一件落着である。世間には「建前と本音」、「理想と現実」、「理念と実状」など、二項対立的に物事を判断しようとする傾向が常にあります。明快で分かりやすいからである。

ところが、宗門の現実は「坐禅か葬式か」の一元論では立ち行かないことは、寺院を掌握している住職各位にとっては常識であろう。『曹洞宗檀信徒意識調査報告書』(二〇一二年)によれば、檀信徒が寺院に求める役割の最大のものは「葬儀の執行」九一・九%、「年回法要(法事)の執行」九一・〇%である。少なくとも六、七年までは「葬式仏教→祖先崇拜」が、檀信徒が寺院と僧侶に求める主な役割であった。今後どうなるか。

各種メディアは、無宗教葬や自然葬、直葬が増加するだろうと報じている。確かに大都会では超高齢化に伴い、独身者が増加し、死後に弔いをする者を欠くというケースが多くなってきたようだ。

しかし、私見では、こうしたケースは「まだ例外」であるよう思ふ。近現代のこの国では、「葬式」も正しいと思います。」と述べた。途端にそれまで押し黙つていた檀信徒たちが一斉に笑い出し、拍手をする人もいた。「一件落着である。世間には「建前と本音」、「理想と現実」、「理念と実状」など、二項対立的に物事を判断しようとする傾向が常にあります。明快で分かりやすいからである。

とは言え、「文化」は絶えず変化するものもある。無宗教葬や自然葬は「まだ例外」としたが、時勢や社会情勢によつては「例外」が急に「例外でなくなる」ことが生じないとは言いえない。

これからどうするか。答えは簡単に出まい。これまで、教化の対象は「家」が主であったが、今後は「個人」が重要になるという意見は多い。換言すれば、寺院はさまざまな人生相談(カウンセリング)の場になるということだろ

う。その際欠かせないのは住職の「腕前」であろう。各地には相当の腕前の持ち主がおられることが前提となろう。

共同体の崩壊が進むほど従来の枠を脱した個人が増大する。しかも「いろいろな性格の個人」である。この人たちへの対応は、一寺の住職一人ではとても無理であろう。各教区にはさまざま「腕前」の持ち主がおられるはずである。その方が協力しあい、地域の実情に応じた「多様な」活動を試みたら如何。「坐禅中心の人」「読経の得意な人」「話の上手い人」「歌の上手い人」「書の達人」「精進料理に長けた人」などによる「葬式」の枠を超えた多様な領域での教化活動である。「あれもこれも」の活動である。

これが可能になるためには、住職方が「お山の大将」的な意識を変転させることができ前提出になろう。私のところは「まだ大丈夫」とは言えない程に、この国の社会は変化しつつある事実に注目したい。宗侶・寺院の相互協力・連携が一層必要な時代が到来しているのではないだろうか。「もうそんなことやつてはいるよ」と言われそうだが、本当にそうだろうか。「仏教ダイナミズム」の実現をご祈念申し上げます。